

# 高度人材に対するポイント制による 出入国管理上の優遇措置について

法務省入国管理局

平成24年5月7日より、高度人材に対するポイント制による  
出入国管理上の優遇措置が導入されました。  
これにより、高度人材としての要件にあてはまれば、  
出入国管理上の優遇措置を受けることができます。

## 制度の概要

高度人材ポイント制は、高度人材（就労を目的とする在留資格に該当する外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる方）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用して出入国管理上の優遇措置をとる制度です。

高度人材の活動内容を『高度学術研究活動』、『高度専門・技術活動』、『高度経営・管理活動』の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れの促進を図ります。

## 高度人材に対する優遇措置

**1** 複合的な  
在留活動の許容

**2** 在留期間  
「5年」の決定

**3** 永住許可要件の  
緩和

**4** 入国・在留手続の  
優先処理

**5** 高度人材の  
配偶者の就労

**6** 一定の条件の  
下での親の帯同

**7** 一定の条件の  
下での家事使用人の  
帯同



詳しくはWebで!



◆日本語版ホームページ

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_3/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)

◆英語版ホームページ

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_3/en/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/en/index.html)